

2018年3月11日

東日本大震災より7年の日を迎えて

札幌司法書士会
会長 里村 美喜夫

私たちがかつて経験したことのない規模の被害をもたらした東日本大震災の発生から、7年が経ちました。発災より長い年月が経ってもなお、被災地では、いまだに、震災前の生活に戻ることができない方々が数多くいらっしゃいます。

当会では、2011年12月より毎月1回、岩手県司法書士会と連携し、岩手県大槌町に設置された、大槌町司法書士相談センターを活動拠点として、大槌町、釜石市、山田町の仮設住宅を、一軒一軒訪問する「巡回法律相談」を実施し、これまで延べ300名の当会会員が、約600件余の被災者の方々の不安や悩みに耳を傾け、必要に応じた法的情報などを提供してきました。

被災地で暮らす方々の悩みや不安、困りごとは、復旧復興の程度に応じて変化してきており、近時は、相続問題、災害公営住宅への入居や住宅再建に伴う助成制度等に関する相談のほか、災害公営住宅入居者のうち、収入超過世帯における家賃増額問題などのお話を聞く機会が増えております。相談員は、そのような被災地・被災者の変化を感じながら、状況に応じた助言などを行っております。

しかしながら、すでに災害公営住宅に移転した方々からは、自分達が思っていたような生活ではなかった、予想していたような状況ではなくどうしたらいいかわからない、という困りごとを聞くことがあり、被災地で暮らす方々にとって、法的情報の提供が十分である、とは言えない状況にあります。

当会では、被災した方が仮設住宅を出るまでだけではなく、その後に直面する困りごとの、身近な相談相手となれるよう、引き続き、巡回法律相談活動を継続していく所存です。

被災地の復興と、そこで暮らす皆様の物理的かつ精神的な生活再建を心から祈念しております。